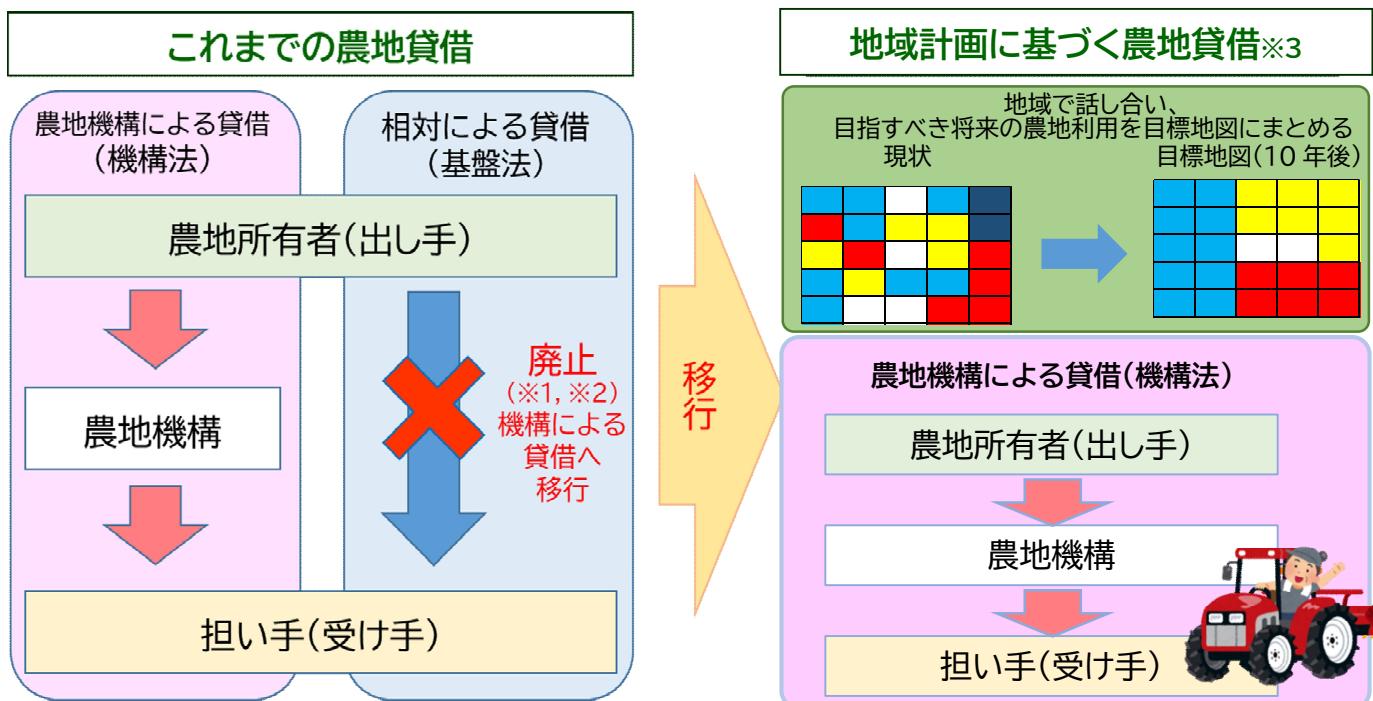


農地の貸借方法が変わります！



農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正に伴って、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止されたことから、令和7年4月(地域計画策定後)からの農地の貸借は「農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)」になります。

- ① 利用権設定事業(相対)の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画(目標地図)」に基づく、農地中間管理事業(農地機構)による貸借に移行します。
- ② 利用権設定事業(相対)で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画(目標地図)」に記載された「農業を担う者」であれば、引き続き同様に貸借を行うことができます(目標地図に記載がない場合でも、受け手が「農業を担う者」であれば、目標地図を変更すれば貸借を行えます)。
- ③ 【確認のお願い】受け手が地域計画の「農業を担う者」でない場合は、原則、農地中間管理事業による貸借を行うことができませんので、貸借をご希望の方は、事前に地域計画および目標地図を確認してください。(地域計画に関しては、観音寺市農林水産課にお問い合わせください)。



○農地貸借手続きの相談窓口について

※連絡先：観音寺市農地集積専門員（観音寺市農業委員会事務局内）

電話 0875-23-3948

○受付の日程と場所：

令和7年4月～毎週水曜日（水曜が祝日の場合は木曜日）

場所と時間 本庁農業委員会窓口 9～16時

大野原支所 9～12時

豊浜支所 13～16時

※この日程で都合がつかない場合は、観音寺市農業委員会事務局に駐在している農地機構の農地集積専門員までご連絡ください。TEL：0875-23-3948

※令和7年3月末までは、観音寺市農業委員会事務局のみで随時ご相談（9時～16時）を受けております。

○当日持参するもの：各筆明細書（作成中のもの）など市から送付した書類一式、印鑑、身分証明書（本人確認ができるもの）

農地中間管理事業を積極的に活用しましょう!

法定の手続きを行っていない農地の貸し借り(農地法違反の「ヤミ小作」)は、公的な効力がないためトラブルのもとです。

農地の貸付け希望者（出し手）の皆様へ

【農地の貸借に関すること】

- ①農地機構の貸借期間は、原則10年以上です。
- ②耕作条件等の関係で、農地機構では借受けできない場合があります。
※具体的な例：小面積、不整形、水利等の悪い農地、田渡し、農業機械の進入路がない、搬送用車の駐車場がない、遊休農地、傾斜地、5年以上水稻作付け（水張り）していない、など
- ③抵当権等の担保物権が設定されていた場合、貸借を解約していただく可能性があります。

【相続等に関すること】

- ①農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、令和6年4月から相続登記が義務化されました。相続未登記農地がある場合は、原則として法務局で相続登記をしてから貸借の手続きを進めてください。なお、登記手続きが間に合わない場合、相続人の方々から、持ち分の権利の合計が過半になるよう同意書を提出していただくことで、当面、貸借の手続きは可能です。
- ②農地が共有者名義の場合、共有持ち分の過半となるよう、共有者の同意書が必要です。
- ③経営移譲年金、特例付加年金を受給している人が、後継者等から農地の返還を受けて、農地機構にその農地を貸付ける場合は、一定の要件を満たせば、引き続き受給することができます。
- ④相続税等納税猶予の適用対象農地の場合、「相続税（贈与税）の納税猶予の特定貸付に関する届出書」を税務署長に提出する必要があります。

農地の借受け希望者（受け手）の皆様へ

【目標地図への位置づけ】

法改正により、令和7年4月以降、農地機構は、観音寺市が策定する地域計画の目標地図上の各筆に位置付けられた受け手に対し、貸し付けることになります。

目標地図に位置付けられていない場合や、位置付けられていても貸借の更新時にその筆を借り入れない場合は、観音寺市による地域計画の変更手続きが必要になりますので、市、市農業委員会に申し出てください。

【借受け希望農地の確認】

借受け希望者は、事前に農地の現況を確認し、不都合等がある場合は、できるだけ早く農地機構へ申し出てください。

【お問い合わせ先】

- ・農地の貸借に関する問い合わせ → (公財)香川県農地機構 TEL:087-816-3955
- ・地域計画や目標地図関係の問い合わせ → 観音寺市農林水産課 TEL:0875-23-3931
- ・香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室農地マネジメントグループ TEL 087-832-3408